

令和4年6月29日開催

令和4年度
燕市農業委員会第3回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第3回総会 議事録

1. 開催日時 令和4年6月29日(水曜日)
午前9時30分～午前10時02分

2. 開催場所 燕市役所4階 委員会室

3. 出席委員(25名)

1番 山浦 博	11番 澁木 誠治	21番 片桐 正敏
2番 本田 繁	13番 江口 保	22番 荻原 一郎
3番 三浦 哲郎	14番 渡邊美代子	23番 山崎登美雄
4番 土田 喜七	15番 江辺 耕一	24番 小川 芳秀
5番 山上 忠	16番 金山 吉夫	25番 和田 正春
6番 澤口 隆行	17番 瀬戸 一義	26番 笹川 勇雄
7番 笠原 久幸	18番 五十嵐博子	
8番 藤田 浩介	19番 明田栄以知	
9番 遠藤 忠夫	20番 阿部 恵作	
10番 長谷川治仁		

4. 欠席委員(1名)

欠席 1名 12番 山田 直子
欠員 0名

5. 会議日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員の選任
- (3) 会長報告

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告
報告第9号 認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系
若しくは中継施設等に供するための転用届けについて
報告第10号 電気事業者が送電用若しくは配電用の施設等に供するための
転用届けについて

(4) 議事

- | | |
|--------|--|
| 議案第13号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第14号 | 農地転用事業計画変更承認申請について |
| 議案第15号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第16号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第17号 | 農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 議案第18号 | 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について及び農用地利用配分計画の認可について |

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池 和恵 次長 広瀬美佳子 主任 治田 祐樹

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

23番 山崎 登美雄 24番 小川 芳秀

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員は 12 番 山田委員より欠席の連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 25 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第 3 回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 23 番 山崎 登美雄 委員及び</p> <p>議席番号 24 番 小川 芳秀 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第 8 号から第 10 号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第 8 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知(合意解約)」の報告の報告であります。</p> <p>受付番号 12 番 東太田字上枯木の田、1 筆、505 m²、農地転用予定に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 13 番 佐渡山字川上の田、1 筆、1,654 m²、所有者移転に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 14 番 中島字下表の田、1 筆、1,760 m²、所有者移転に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 15 番 中島字鎌瀉の田、1 筆、1,472 m²、所有者移転に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 16 番 横田字大野の田、計 2 筆、5,036 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 17 番 小古津新字鼠田の田、計 2 筆、11,784 m²、所有者移転に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 18 番 小古津新字本村通の田、6 筆、3,714 m²、所有者移転</p>

事務局	<p>に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 19 番 小古津新の田、1 筆、9,484 m²、地権者耕作に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 20 番 小古津新字江向の畑、1 筆、9.91 m²、錯誤による利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 21 番 吉田本町字稲場の田、計 2 筆、208 m²、圃場整備事業に係る権利調整に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 22 番 吉田西太田字土手内の田、1 筆、3,000 m²、地権者の都合による利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、会長報告第 9 号「電気事業者が送電用若しくは配電用の施設等に供するための転用届けについて」、であります。</p> <p>受付番号 1 番 吉田本町字山ノ下の田、1 筆、面積 693 m²、転用の目的は「送電線の引留位置の変更による電線張替」、農用地区域内であります。位置図は議案資料 1 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 10 号、「認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設等に供するための転用届けについて」であります。</p> <p>受付番号 1 番 柚木字廿六木の田、計 1 筆、面積 201 m²のうち 19.25 m²、転用目的は、「携帯電話基地局の設置」、用途地域内内であります。位置図は、議案資料 2 頁～3 頁をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p>
議 長	<p>それでは、議案第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 4 番 小古津新字本村通の田、1 筆、3,714 m²、契約内容は売買。対価は 10 万あたり〇円。位置図は議案資料の 4</p>

	<p>頁をご覧ください。</p> <p>受付番号5番 佐渡山字川上の田、1筆、1,654㎡、契約内容は売買。対価は10㎡あたり〇円。位置図は同じく議案資料の4頁をご覧ください。</p> <p>受付番号6番 蔵関字江東の田、計2筆、474㎡、契約内容は売買。対価は10㎡あたり〇円。位置図は議案資料の5頁をご覧ください。</p> <p>受付番号7番 高木字三枚田の畑、1筆、156㎡、契約内容は売買。対価は10㎡あたり〇円。位置図は同じく議案資料の5頁をご覧ください。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る6月21日、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>6月21日、午前9時30分より、市役所201会議室で、第2事前審査委員会、委員13名による審査の結果「農地法第3条の規定による許可申請」4件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>(質疑なし)</p> <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第14号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第14号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。受付番号6番 井土巻五丁目の田、1筆、828㎡、当初計画者は賃貸住宅を建設する計画でしたが、計画者が高齢化したこと、近隣に多くの賃貸住宅が建築されたため断念し、</p>

	<p>承継者が宅地分譲4区画に変更するものです。位置図は、議案資料6～7頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号7番 吉田下中野字筒中才の田、1筆、163㎡、当初計画は駐車場4台を建設する計画でしたが、同居家族が増え既存の住宅では手狭になることから、自宅を増改築する計画に変更するものです。位置図は、議案資料8～9頁をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農地転用事業計画変更承認申請2件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」であります。</p>
事務局	<p>受付番号2番 水道町四丁目の田、1筆、253㎡、転用目的は、住宅、令和4年10月16日完工予定であります。位置図・土地利用計画図は、議案資料10～11頁をご覧ください。</p> <p>現在住んでいる住宅が老朽化したため、住宅を建築するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断</p>

	<p>されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果「農地法第4条の規定による許可申請」1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「許可」とする事でご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号20番 灰方字北の畑、1筆、245㎡、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和4年11月15日完工予定。</p> <p>位置図・土地利用計画図は、議案資料12～13頁をご覧ください。</p> <p>現在住んでいる住宅が手狭のため、当該地を購入し住宅を増築するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号21番 小高字新田の畑、1筆、68㎡、転用目的は敷地拡張、契約内容は売買。位置図、土地利用計画図は、議案資料14～15頁をご覧ください。</p> <p>住宅敷地の拡張のため、隣接している農地を購入し住宅敷地として利用するものであります。申請地は、第一</p>

事務局	<p>種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 22 番 灰方字上ノ境の畑、1筆、274 m²、転用目的は住宅、契約内容は贈与。位置図、土地利用計画図は、議案資料 16～17 頁をご覧ください。</p> <p>昭和 30 年代に譲渡人の祖父が譲受人の祖父に分家住宅を建築したものです。この度農地であることが判明し転用許可を取るものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 23 番 灰方字北の田、1筆、987 m²、転用目的は建売住宅 5 棟、契約内容は売買、令和 5 年 4 月 30 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 18～19 頁をご覧ください。</p> <p>業務の拡大を図るため当該地を購入し建売住宅を建築し販売するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 24 番 花見字富永割の畑、1筆、214 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 4 年 11 月 30 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 20～21 頁をご覧ください。</p> <p>現在住んでいるアパートが手狭のため、当該地を購入し住宅を建築するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 25 番 井土巻五丁目の田、1筆、828 m²、転用目的は宅地分譲 4 区画、契約内容は売買、令和 4 年 9 月 30 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 6～7 頁へお戻りください</p>

	<p>先ほど計画変更の受付番号 6 番で説明した案件であります。</p> <p>業務の拡大を図るため、当該地を購入し宅地造成をし販売するものです。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 26 番 小高字本地の畑、1 筆、73 m²、転用目的は住宅、契約内容は贈与、令和 4 年 10 月 31 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 22～23 頁をご覧ください。</p> <p>現在住んでいる住宅が手狭のため親族の農地を譲り受け住宅を建築するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 27 番 水道町三丁目の田畑、計 2 筆、1,057 m²、転用目的は集合住宅 2 棟、及び駐車場 18 台、契約内容は売買、令和 4 年 12 月 31 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 24～25 頁をご覧ください。</p> <p>業務の拡大を図るため当該地を購入し集合住宅を建築するものであります。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 28 番 野本字村中の畑、1 筆、604 m²、転用目的は建売住宅 1 棟、契約内容は売買、令和 4 年 12 月 10 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 26～27 頁をご覧ください。</p> <p>業務の拡大を図るため当該地を購入し建売住宅を建築するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 29 番 砂子塚字屋敷廻の畑、1 筆、213 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 4 年 9 月 30 日完工予定。位置図、</p>

事務局	<p>土地利用計画図は、議案資料 28～29 頁をご覧ください。</p> <p>現在住んでいるアパートが手狭のため、当該地を購入し住宅を建築するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 30 番 杣木字廿六木の田、1 筆、201 m²のうち 169.9 m²、転用目的は資材置場、仮設ヤード、契約内容は賃借権、令和 4 年 9 月 9 日までの一時転用であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料 2～3 頁へお戻りください。</p> <p>先ほど会長報告第 10 号で説明した案件です。</p> <p>無線基地局新設のため資材置場、仮設ヤードとして一時転用するものです。申請地は、準住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 31 番 大曲字居付の田、1 筆、165 m²、転用目的は駐車場 6 台、契約内容は売買、令和 5 年 3 月 31 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 30～31 頁をご覧ください。</p> <p>社会福祉施設を営んでおりますが、後見事業部を立ち上げるため当該地を購入し職員の駐車場を新設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。</p> <p>審査の結果、農地法第 5 条の規定による許可申請 12 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p>

議 長	<p>(質疑なし)</p> <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第 17 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 17 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。所有権の移転であります。</p> <p>受付番号 3 番 小古津新字鼠田の田、計 2 筆、11,784 m²、移転時期は令和 4 年 7 月 25 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 4 年 7 月 31 日。位置図は議案資料 32 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 4 番 中島字下表の田、1 筆、1,760 m²、移転時期は令和 4 年 7 月 25 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 4 年 7 月 31 日。位置図は同じく議案資料 32 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 5 番 中島字鎌潟の田、1 筆、1,472 m²、移転時期は令和 4 年 7 月 25 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 4 年 7 月 31 日。位置図は同じく議案資料 32 頁をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
議 長	<p>審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転 3 件、異議がなかった事を報告します。</p>
土田委員長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>(質疑なし)</p> <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、決定とする事で、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とする事に決しました。</p>

議 長	次に、議案第 18 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。
議 長	議案第 18 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について及び農用地利用配分計画の認可について」であります。それでは、11 年の農用地利用集積計画であります。
事務局	議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。 受付番号 40 番 又新字野ノ下の田、計 2 筆、1,410 m ² 、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 14 年 11 月 30 日までの 11 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。
事務局	次に、18 頁をご覧ください。9 年の集積計画であります。 受付番号 64 番 吉田本町字稲場の田、計 3 筆、213 m ² 、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 12 年 12 月 31 日までの 9 年であります。
事務局	次に、配分計画であります。初めに 11 年の配分計画であります。こちらにつきましても、一番目のみ読み上げさせていただきます。 受付番号 17 番 又新字野ノ下の田、計 2 筆、1,410 m ² 、設定期間は令和 14 年 11 月 30 日までの 11 年であります。以下、お読みとりください。
事務局	次に、22 頁をご覧ください。9 年の配分計画であります。 受付番号 29 番 吉田本町字稲場の田、計 3 筆、213 m ² 、設定期間は令和 12 年 12 月 31 日までの 9 年であります。
事務局	次に、配分計画の移転であります。 受付番号 4 番 道金字中曾根の田、1 筆、1,021 m ² 、残期間は令和 12 年 12 月 31 日までの 9 年であります。 受付番号 5 番 吉田西太田字土手内の田、計 3 筆、6,000 m ² 残期間は令和 12 年 12 月 31 日までの 9 年であります。 受付番号 6 番 高木の田、1 筆、4,993 m ² 、残期間は令和 8 年 12 月 31 日までの 5 年であります。 以下、お読み取り下さい。

議 長	<p>なお、集積計画、配分計画共に委員の関係する案件はありませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p> <p>審査の結果、農地中間管理事業の集積計画 25 件、配分計画 13 件、配分の移転 3 件異議がなかった事を報告致します。</p>
土田委員長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>(質疑なし)</p> <p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画は、原案どおり「決定」とする事、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画については、原案どおり「決定」とする事、また、農用地利用配分計画については、「意見は特になし」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第 17 号、議案 18 号の案件につきましては、<u>7 月 5 日</u>の告示により効力が発生する事になります。</p> <p>これにて、燕市農業委員会第 3 回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午前 10 時 02 分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年6月29日

総 会 議 長 和田正春

議事録署名委員 山崎 澄美雄

議事録署名委員 小川 芳香
